

神崎町・大河内町合併協議会幹事会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、神崎町・大河内町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、神崎町・大河内町合併協議会（以下「協議会」という。）幹事会（以下「幹事会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に付議すべき事項等について協議または調整するものとする。

（組織）

第3条 幹事会は、両町の助役、教育長、総務課長及び専門部会長をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選とする。

（会議）

第4条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

（会議の運営）

第5条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第6条 幹事会は、所掌事務に関する各事項の調査、研究・検討及び調整を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

（関係者の出席）

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

（報告）

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、随時会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月4日から施行する。